

令和2年10月9日

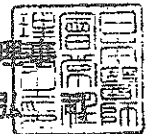
産婦人科医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
母子保健担当理事 今井 一登

母体保護法第14条に係る同意について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事
渡辺 弘



母体保護法第14条（医師の認定による人工妊娠中絶）に係る同意について

都道府県医師会におかれましては、母体保護法の適切な運用にご尽力いただき、
衷心より厚く御礼申し上げます。

母体保護法第14条第1項第2号において、暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したものについては、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができるとされております。

指定医師が性犯罪被害者の人工妊娠中絶を行うにあたり、強姦性交の加害者の同意を求める事例が見受けられるとして、同条文の趣旨の周知徹底に関する要望が本会宛にあったことから、加害者の同意を求めるものではないことについて、別添のとおり厚生労働省へあらためて確認いたしましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

日医受第 1700 号
令和 2 年 8 月 24 日

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 殿

公益社団法人日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
(公印省略)

母体保護法に係る疑義について (照会)

母体保護法第 14 条第 1 項第 2 号において、暴行若しくは脅迫によって妊娠したもののについては、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができることとされているが、強制性交の加害者の同意を求める趣旨ではないと解してよいか。

子母発 0828 第 2 号
令和 2 年 8 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 母子保健担当理事 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

母体保護法に係る疑義について (回答)

令和 2 年 8 月 24 日付けで貴会母子保健担当理事から照会の標記の件については、貴見のとおりである。

母体保護法

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。